

◎保険業法等の一部を改正する法律の

一部を改正する法律

(平成二十二年一月一九日法律第五一号)

一、提案理由(平成二十二年五月二六日・衆議院財務金融委員会)

○亀井国務大臣 ただいま議題となりました保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

共済事業は、契約者から金銭を預かり、一定の事故が発生した場合には確実に契約を履行することが求められる事業であり、契約者等の保護の観点が重要であります。

平成十七年の保険業法の改正においては、このような点も踏まえ、特定の者を相手方として保険の引き受けを行う事業についても、原則として保険業法の規制の対象とするなどの措置が講じられたところであります。

他方、保険業法改正前から共済事業を行ってきた団体の中には、改正後の保険業法の規制に適合することが直ちには容易で

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

ないものも存在しております。

また、公益法人については、公益法人制度改革により、平成二十五年十一月末までに新法人に移行することとなり、新法人への移行後は、そのままの形態では共済事業を行うことができない状況にあります。

以上を踏まえ、平成十七年の保険業法改正前から共済事業を行ってきた団体等のうち、一定の要件に該当するものについて、保険業法の規制の特例を設け、当分の間、その実態に即した監督を行うことを可能とするため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、平成十七年の保険業法改正時に、特定の者を相手方として保険の引き受けを行う事業である特定保険業を現に行っていた者等であつて、一般社団法人または一般財団法人であること等の一定の要件に該当する者は、当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができることとしております。

第二に、行政庁の認可を受けて特定保険業を行う認可特定保険業者に係る業務、経理について、保険契約者等の保護を図る観点から、必要な規制を設けることとしております。

第三に、認可特定保険業者に対する行政庁の監督に関する規

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

定その他所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成二十二年一月四日)

○石田勝之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、平成十七年の保険業法の改正前から共済事業を行ってきた団体等のうち、一定の要件に該当するものについて、保険業法の規制の特例を設け、当分の間、その実態に即した監督を行うことを可能とし、保険契約者の保護等の観点から必要な規制を整備するものであります。

本案は、第七十四回国会に提出され、本年五月二十六日当委員会に付託され、同日亀井前国務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑に入りましたが、以後、今国会まで継続審査に付されてきたものであります。

今国会におきましては、去る十一月二日提案理由の説明を省略した後、質疑に入り、質疑終局後、大串博志君外二名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の

共同提案に係る、特定保険業に係る制度について検討を加える時期を、「この法律の施行後適当な時期」から「この法律の施行後五年を目的」に改めることとする修正案が提出され、提出者を代表して竹内譲君から趣旨の説明を聴取いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二十二年一月二日)

○竹内委員 それでは、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する修正案についての趣旨説明を行わせていただきます。

ただいま議題となりました保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提出者を代表いたしました、その趣旨を御説明申し上げます。

政府が提出している改正案は、この法律に規定する特定保険業に係る制度についての見直しを「施行後適当な時期」に行うこととしておりますが、時期が特定されていないため、適切な時期に適切な検討がなされず、必要な措置が講ぜられないおそれがあります。

そこで、本修正案は、この法律に規定する特定保険業に係る

制度についての見直しの期日を明確にする観点から、これを、「施行後適当な時期」から「施行後五年を目的」に改めるものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

三、参議院財政金融委員長報告

(平成二二年一月二二日)

○藤田幸久君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、保険業法の特例として経過的に認められている社団法人等の行う保険業の果たす役割にかんがみ、当分の間、引き続きこれらの保険業を継続して行うことを可能とするとともに、保険契約者の保護等の観点から必要な規制を整備しようとするものであります。

なお、衆議院において、今回の改正に係る特定保険業の制度についての検討規定に関して、見直しの期日を「施行後適当な時期」から「施行後五年を目的」に改める修正が行われております。

委員会におきましては、認可特定保険業者に対する規制の内容と行政庁による適切な監督の必要性、共済事業の将来的な位

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

置付け等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。